

年金機構けんぽからのお知らせ(第 182 号)30. 7. 27

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により 被害を受けられた皆様へ（一部負担金等免除関係）

この度の大雨による被害を受けられた皆様、心よりお見舞い申し上げます。
平成30年7月10日付「年金機構けんぽからのお知らせ（第178号）」にて詳細が決まり次第連絡することとしていました一部負担金等の免除等についてお知らせします。

1 一部負担金等の免除の対象となる方

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者の方であつて、次のいずれかの申立てをした方。

- i 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ii 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- iii 主たる生計維持者の行方が不明である場合

2 一部負担金等の免除期限

平成30年10月31日

3 免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で被保険者証とともに一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。

「健康保険一部負担金等免除申請書（様式1）」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類（罹災証明書等）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

4 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。

「健康保険一部負担金等還付申請書（様式2）」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書（原本）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

※上記3・4ともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは対象となりませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

日本年金機構健康保険組合 業務課

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5336-0313